

やまなし人権啓発出前講座 講師派遣のご案内

山梨県では、人権啓発や教育の一層の推進を図るため、県内各地域で開催される人権啓発に係る研修会等への講師派遣事業を実施しています。

地域の民間団体（市民団体やPTA等）や学校、企業などで人権をテーマとした研修会等を開催する際には、この講師派遣事業を是非ご活用ください。意外と身近で大切な人権について、学んでみませんか。

1 対象となる研修会等

民間団体（市民団体、PTA等）及び 学校、企業など（国及び地方公共団体を除く）が主催する人権をテーマとした研修会・講習会で、次の要件があります。

- ① 山梨県内で開催 ② 県内居住・通勤（通学）者対象
- ③ 受講者が概ね 30 人以上 ④ 講演時間が概ね 45 分～120 分

2 派遣する講師

研修会等の開催場所や内容に応じて、人権の教育・啓発・擁護に関する専門家や人権擁護委員など、講師を選定のうえ無償で派遣します。まずはお気軽にご相談ください。

3 派遣の申請

申請書に必要事項を記入して、原則として開催予定日の2ヶ月前までに県民生活支援課に申請してください。

4 決定通知

申請書が適当と認められる場合は、派遣する講師を通知します。

（講師の都合がつかない場合や、開催内容等が当事業の趣旨に合わない場合等には、ご希望に对应されない場合がありますので、ご了解ください。）

通知受領後、内容等詳細については、直接担当講師と連絡調整してください。

5 実施結果の報告

研修会等を実施してから 10 日以内に結果報告書（第3号様式）を県に提出してください。

山梨県総合県民支援局県民生活支援課

人権・生活安全 担当

TEL 055-223-1352

FAX 055-223-1640

やまなし人権啓発出前講座・講師派遣申請書

令和 年 月 日

山梨県総合県民支援局県民生活支援課長 殿

主催者住所

主 催 者 名 称

代表者氏名

印

担当者氏名

(電話、 f a x、 E-Mail)

やまなし人権啓発出前講座・講師派遣要綱第3条の規定により、次のとおり講師の派遣を申請します。

研修会等の名称	
研修会のテーマ及び分野	
派遣希望の日時	(第一希望) 令和 年 月 日() 時 分 から 時 分 まで (第二希望) 令和 年 月 日() 時 分 から 時 分 まで
派遣場所	(所在地)
受講対象者及び予定人数	
テーマ・講師等に関する要望事項	

※ 派遣場所がわかる地図等添付してください。